

博士論文 要旨

保育所等における予防的かつ積極的支援に基づく乳幼児ソーシャルワークに関する研究
-乳幼児期からの切れ目のない要支援子ども・家庭への支援をめざして-

明星大学大学院教育学研究科教育学専攻

博士後期課程（通信教育課程）

鶴田智子

児童虐待の防止等に関する法律が2000年に制定され約20年近く経つが、子ども虐待問題は急増し、重篤な虐待は後を絶たない。国は、児童相談所と警察の連携、市区町村には、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会など、次々に相談支援の施策を講じている。しかし、子ども虐待問題に歯止めがかかっているとは言えない。学校ではスクールソーシャルワーカー(以下SSWer)の配置が進み、支援環境が整ってきているが、乳幼児期の子どもや親が利用する保育所等では、要支援子ども・家庭への支援体制は法的に整備されていない。乳幼児期からの切れ目のない支援を行うには、保育所等の要支援子ども・家庭を支援するシステムを考案する必要がある。

本研究の目的は、子どもの人権侵害となる子ども虐待の予防・防止の方策を提案することにある。具体的には、保育所等における要支援子ども・家庭の支援システム(いつ、誰が、どこで、どのように支援を行っていくのかという支援の枠組み)を考案し、乳幼児期からの切れ目のない支援のあり方を考察することである。

本論文は7章から構成され、5つの調査研究を行った。

研究1では、行政職員を対象とし要支援子ども・家庭への支援について比較調査を行い、研究2、3では、SSWerの支援プロセスの実態を探究し望まれる配置形態と人材

について検討する。研究4では、保育士の支援プロセスについて質的データで分析する。研究4の結果を基に質問紙のデザインを行い、研究5で母子保健担当部署と保育所の連携について量的データの分析を行う。質的及び量的データから得られる結果から総合的に考察を行い支援のあり方を検討する。

序章では、研究背景を記述し、第1章では本研究の目的を設定し構成を示した。

第2章では、まず子ども虐待防止に関する我が国の施策動向及び課題について先行研究を概観した。取り上げた施策は以下6点である。1)主に出生前から乳幼児期を対象とする「子育て世代包括支援センター」、2)地域の全ての子どもと家庭を対象とする「子ども家庭総合支援拠点」、3)全乳児への訪問支援の「乳児家庭全戸訪問事業」、4)問題を抱えている親子を対象とした訪問支援の「養育支援訪問事業」、5)子育て中の親子が気軽に集える「地域子育て支援拠点事業」、6)要支援・要保護児童への支援を協議する他機関連携の「要保護児童対策地域協議会」である。子ども・家庭の支援には、全子ども・家庭を対象とするポピュレーションアプローチと、要支援子ども・家庭を対象とするハイリスクアプローチの2つに大別でき、それぞれ特徴を捉えた支援がある。子ども・家庭支援の窓口を一本化する動きがある反面、相談支援機能を有する機関が複数併設され、分かり難さが生じていることが示された。

次に、イギリスの子どもの貧困対策及び我が国の施設、教育機関の子ども虐待予防に関する先行研究を概観した。以下4点を取り上げた。1)イギリスの貧困地域の乳幼児と家庭を対象としたシュアスタート、2)児童養護施設等でのファミリーソーシャルワーカー(以下FSW)、3)小中学校におけるSSWer、4)保育所での保育ソーシャルワーカーである。シュアスタートは、保育、子育て支援や親の就労支援など、ワンストップ窓口として機能していた。我が国の要支援子ども・家庭の支援は、学校ではSSWer、児童養護施設ではFSWが法的に整備されているが、保育所等では保育ソーシャルワーカーの議論はあるが、各保育所の裁量に任されていることが示された。

第3章では、要支援子ども・家庭の支援における関係機関との連携機能と各保育所への支援の現状について、5つの行政機関に対し調査・検討した(研究1)。5つの行政機関の職員の語りから、問題がある場合に専門的知識がある職員を派遣するシステムと、保育所内で直接支援をし、他機関と連携する専任の保育士(家庭支援推進保育事業を活用した保育士)がいる行政があった。保育所における要支援子ども・家庭の支援について、行政も注視しており、ソーシャルワークを担う者の位置付けや、ネットワークのあり方について方策を試みていることが導き出された。

第4章では、学童期における要支援子ども・家庭の支援について、SSWerの支援プロセスの分析から、適した配置形態(研究2)と望ましい人材(研究3)について検討した。研究2で、「配置型」「派遣型」の両方を経験し、活動しているSSWerの4名にインタビューを行い、意識の変容、配置形態の違いによる支援プロセスの違いについて、以下3点について発見した。①<学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い>、<SSWerが主導的に活動すること>、<子どもに直接助言しSOSの出し方を教えること>という分岐点を4名が「配置型」勤務の際に経験していること。②<学校や子どもを他機関とつなぐこと>は、配置形態に関係なく経験すること。③「派遣型」では<配置形態のジレンマ>を感じたこと。現場への直接的支援や教師との協働がより可能な「配置型」の重要性を認識するようになることなどが導き出された。SSWerの支援は配置形態により違いがあり、子どもとその環境への直接的支援や学校・地域との緊密な連携・協働が重要であることが示唆された。研究3では、ケアワーク経験があり社会福祉士資格を所有するSSWerの語りから、9つの分岐点が発見された。意識の変容では、常にケアワーカーの経験をもとに、ソーシャルワークの視点を持って、子どもの権利保障としての支援やソーシャルアクションを起こしていたことが示唆された。さらに、現場で子どものSOSを聴き取りつつ直接支援することで、教師の支援力に影響を与えることが可能な配置型の勤務形態が、児童期の要支援子ども・家庭への支援についても重要であったことが示唆された。

第5章では、研究1で明らかとなった、保育所内で直接支援をし他機関と連携する専任の保育士（クラス担任を経験した後、家庭支援担当となり活動している保育士）4名に対してインタビュー調査を行い分析した(研究4)。家庭支援担当保育士のソーシャルワーク的支援プロセスと、職務意識の変容について考察し解ったことは以下3点である。第1に、クラス担任が家庭支援担当保育士としての専門性を持つまでのプロセスは6期に分かれていた。〈複雑な家庭環境で育ち自己肯定感を持ちにくい子〉を担任後、家庭支援担当保育士となり、クラス担任の立場やケースの背景、民間保育園の辛さ等を理解しながら、〈保護者や子どもに寄り添える支援者でありたい〉という思いに到達するプロセスが描かれた。第2に幾つかの分岐点で、上司・同僚の支えや、親への見立ての変化、虐待予防への思い、他機関との連携等が、保育士の職務意識の変容に大きく影響したことがわかった。第3に、ケアワークの資質・能力を持ちながら、他機関、特に保健センターと民間保育所との縦横の連携を行うことでソーシャルワーク的な実践に深みが増し、家庭支援のスキルが向上したことが示唆された。特に、保育所と保健センターとの連携について、①保健センターと保育所の連携、②公立保育所と民間保育所との連携、③未就園児に対する支援、④特定妊婦に対する支援、の4点が抽出され、それらを総合的に支援できる職種として保育士（支援担当または主任）の役割は大きいことが明らかとなった。

第6章では、研究4で導き出された公立・民間保育所、母子保健担当部署(保健センター等の総称)の連携について、質問紙調査を行った(研究5)。その結果、保育所は母子保健担当部署との連携を望んでいることが明らかとなった。要支援子ども・家庭の支援については、母子保健担当部署の方が支援方法や実践経験を蓄積しており、保育所等は日常的に継続的に支援を行っている意識を持ちながらも、人材不足が課題となっていることが示唆された。保育所における専門職の配置については、民間保育所も公立保育所も配置への意欲が見られたが、位置づけが不明確であり、それ以上に人材不足が深刻なことが示唆された。

第7章は、全体的な考察を行い、そこから支援のあり方として何が言えるのかを導き出した。第1に、家庭支援推進保育事業を活用した先駆的な取り組みやSSWerの支援プロセスをTEAを使い分析したことによって、保育士が保育業務を行いつつ、役割分担や他機関連携を行いながら、支援を進めていく方策を明らかにした。第2に、母子保健担当部署と公立及び民間保育所における連携に関する全国調査を行い、両者が連携への意欲を持っていることや、保育の片手間ではなく支援や連携を職務として担当する職員を保育所が希望してくることを明らかにした。学校では、教師の教育活動を妨げることなく教師と連携しあう職務としてSSWerが置かれ、乳児院等では家族再統合支援等として配置されているFSWは、目的や要件等が保育所への配置目的とは異なる。保育所は児童福祉施設であり、保育士は子どもや家庭の支援が業務の一つでもあるため、別な福祉職は配置されておらず、今まで支援を中心に行ってきたのは所長・主任保育士であることが多かった。日々の見守りや生活援助を行いつつ、福祉的支援を行うことができる保育士が、拠点保育所に配置されて要支援子ども・家庭へ支援していくことは、極めて理にかなっていると考えられた。業務が多岐にわたる園長・主任ではなく要支援子ども・家庭の支援体制を担う人材が必要であり、それを公的機関が主体となることで、目的に合致した機能が果たせるのではないかと考えられる。

そこで、保育所での要支援子ども・家庭を支援していくシステムを予防的かつ積極的支援に基づく「乳幼児ソーシャルワーク」とし、「乳幼児ソーシャルワーカー」の配置を考案した。乳幼児ソーシャルワーカーは、エリア内の公立保育所を拠点とし、母子保健担当部署、学校、要保護児童対策地域協議会等、多機関との連携を円滑に切れ目のない支援を行う。要支援子ども・家庭の直接支援、他保育所の巡回支援を行いつつ、乳幼児ソーシャルワークにおける中核的機能を果たすことが期待される。この支援システムが不適切な養育を防止し、乳幼児期から学童期への切れ目のない支援を実現できると考えるが、予防的かつ積極的支援に基づくソーシャルワークが乳幼児期に

行われることによる効果やその方法等については、本研究の考察のみでは不十分であるので、本研究の成果を踏まえ、今後の課題として多角的に検討していきたい。